https://rodosoken.com/



特集 ● 戦争法廃止、9条生かす国づくりを

# 戦争法反対から廃止に
## ――運動で何を引き継ぐか

小田川義和

### はじめに

10月に入り、「シールズの連絡先を教えてほしい」との要請を何人かの方からいただいた。2015年夏のたたかいのインパクトの強さや、青年、学生の政治的変化への期待の大きさを感じた時でもあった。

シールズ（SEALDs; Students Emergency Action for Liberal Democracy – s）やママの会（安保関連法に反対するママの会）、学者の会（安全保障法制に反対する学者の会）など、これまでは政治的主張を外に向けて発信しなかった人々が、安全保障法案＝戦争法案の成立に反対して旺盛な取り組みを行ったことが、2015年夏のたたかいの特徴だと言われる。

参議院での法案審議の山場の時期、連日の雨の中、深夜までの国会前行動に数万人もの市民が押し寄せ続ける状況は、慣れ親しんできた「動員型」の運動とは異質のものを感じるのに十分であった。手作りのプラカードを掲げ、長時間路上に立ち続ける姿には、「本気で戦争法を止める」との気迫を感じ、つながりあう連帯感も大きかったように思う。

そのような状況が作り出される上で、「民主主義って何だ」などの耳新しいコールや、「誰の子どもも殺させない」と切実に訴える母親の存在は大きかった。

そのような、2015年夏のたたかいの経過を振り返り、引き継ぐ課題を考えてみたい。

### 1　若干の経過（戦争法案提出まで）

(1)　2012年12月の総選挙で、第2次安倍政権が誕生した。同政権は、当初は憲法第96条を「改正」し、改憲のハードルを下げることを企図していた。

全労連は、2013年7月に開催した第49回評議員会で、「憲法を暮らしにいかすキャンペーン運動」の通年的な強化を呼びかけた。先取りして言えば、戦争法反対のたたかいが平和主義まもれだけではなく、立憲主義、民主主義まもれの運動と一体化して大きな広がりをもったことを見れば、この評議員会での方針提起は的外れではなかった。

しかし、安倍首相は、明文改憲への根強い反対から、2013年7月の参議院選挙では「96条改定」を封印し、経済政策重視を打ち出すことで、自公で135議席を獲得し、衆参両院ともに与党が過半数を握る結果を得た。

(2)　この政治的な力関係の変化の下で、安倍政権が手をつけたのが立法改憲であった。2013年秋の臨時国会に特定秘密保護法案を提出し、一カ月余りの審議で12月6日には成立させる暴挙が行われたことが、それを物語っている。

この法案成立に反対し、後の総がかり行動実行委員会に参加する多くの団体が共同して二度の日

https://rodosoken.com/



比谷野外音楽堂での大規模集会を取り組み、日弁連などが中心となった共同が各地でも前進した。この時のたたかいが戦争法案成立阻止のたたかいの原型となった。

全労連は、この法案審議の時期に憲法・全国キャラバンを実施し、特定秘密保護法反対の宣伝行動などに取り組んだ。しかし、職場のたたかいを前進させ、地域の一点共闘で積極的な役割を果たすと言う点では、必ずしも十分な取り組みとならなかった。秘密保護法反対のたたかいで「全労連の姿が見えない」との批判もあった。

この点の反省が、後に触れる憲法共同センター(戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター）への発展・改組の動機となった。

(3) 2014年5月15日に、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇）が、「自衛のための措置は必要最小限度にとどまるべき」というこれまでの政府解釈に立っても、「『必要最小限度』の中に集団的自衛権の行使も含まれる」、とする報告を行った。

この報告書をもとに安倍政権は、7月1日に閣議決定を行い、のちに存立危機事態と「規定」される状況下での集団的自衛権行使は可能とする解釈改憲にふみきった。

「戦争する国」に180度転換する動きを政府が急加速させた情勢下、全労連などは、団体間の運動調整の場であった憲法共同センターを改組し、戦争する国づくり反対、9条守れのたたかいを統一して進める運動体として再スタートさせた。

7月1日の閣議決定の段階で呼びかけられた官邸前の行動には、数万人規模の市民が押し寄せたが、再スタート間もない憲法共同センターが積極的な役割を発揮するまでにはいたらず、運動が後手を引いた感は否めなかった。このことへの反省が、より広範な共闘を模索する契機にもなった。

(4) 2014年7月に開催した第27回定期大会で全労連は、「『戦争する国』づくり反対の一点共闘」の追求を確認した。

この確認ももとに、大会直後から、すでに同様の運動目的で活動を行っていた「解釈で憲法9条を壊すな！実行委員会（9条壊すな実行委員会)」、「戦争をさせない1000人委員会（1000人委員会)」の二つの団体に共闘を申し入れ、協議を開始した。

80年代初頭からの共産党外しの政治状況、1989年の労線再編以降の労働運動の分裂状況のもとで、平和、憲法課題などでの統一した運動は長らく成立しなかった。

しかし、安倍首相が戦争法成立を視野に、政権固めを狙って2014年年末総選挙に打って出る中、政権への危機意識も共有され、共闘の論議も前進し、12月15日に前述の三団体を中心とする「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会（総がかり行動実行委員会)」の結成となった。

総がかり行動実行委員会の共闘の目標は、①集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回、日米ガイドライン・戦争関連法改定反対と安倍政権退陣に加え、②関連課題として沖縄辺野古沖への新基地建設反対、原発再稼働反対も視野に入れている。国民的に反対意見の強い課題も視野に入れ、安倍政権の暴走政治ストップの運動を意識した「一点共闘」が総がかり行動実行委員会なのである。

## 2 戦争法案廃案をめざしたたたかいの経過

(1) 自民、公明両党は、2015年2月に入り、「安全保障法制整備に関する与党協議会」を再開し、3月20日に「合意」に達した。これを受けて政府は法案作成作業を加速させ、5月14日に安全保障法関連2法案（国際平和支援法案及び平和安全法制整備法案＝戦争法案）を閣議決定し、翌15日に国会に提出した。

また、4月27日に日米ガイドラインの再々改定に合意し、訪米した安倍首相がアメリカ議会で「2015年夏までの戦争法成立」を公言した。日米

https://rodosoken.com/



軍事同盟強化目的の戦争法案を国会内の数の力で強行する姿勢を当初から示していた。このような国会軽視の安倍首相への批判も、その後の運動の広がりにつながった。

情勢が激変する中、総がかり行動実行委員会が取り組んだ5月3日の横浜・臨港パークでの憲法集会には、主催者の予想を超える3万人以上の人々が参加し、戦争法案廃案をめざすたたかいへの大きな狼煙をあげることとなった。この集会では、ナショナルセンター系列を超えた労働組合の旗も林立したが、集会実行委員会が事前に行った新聞意見広告などを見て参加した市民も相当数にのぼり、市民的な関心の強さを実感するものとなった。

(2) 6月4日の衆議院憲法審査会に出席した3名の憲法学者は、そろって戦争法案の違憲性を指摘した。それまでの国会論戦でも明らかになりつつあったが、戦争法案の争点が憲法違反、平和主義破壊、立憲主義破壊にあることをより明確するものであった。

さらに、「安保関連法案に反対し、そのすみやかな廃案を求める憲法研究者の声明」(6月3日)が出され、学者の会のアピール賛同署名が6月から開始された。同様の声明、アピールは、映画人9条の会や演劇人、宗教者などからも連続して出された。各大学での「有志の会」での取り組みや、シールズの毎週金曜日国会行動が開始されたのも6月初中旬であった。戦争法反対の市民運動が急速に広がりはじめた。

しかし、衆議院の法案審議の段階であったこの時期の行動、例えば6月14日や24日の国会包囲行動は組織的動員に支えられた面が強く、シールズなどとの連携も不十分なものであった。

組織的な運動が、戦争法案廃案のたたかいの「種火に火をつける」役割を担った。

(3) 戦争法案は、7月16日に衆議院本会議で採決が強行された。この暴挙に対し、総がかり行動実行委員会は7月14日から17日の連続行動をよびかけた。

行動には連日、数万人の市民が駆けつけ、シールズなどとの共同も前進した。また、国会前の行動と全国各地での取り組みの連携が強まったのもこの時期からであった。ラップ調のコールが、各地の集会でも聞かれるようになった。

戦争する国づくり反対の平和主義と、憲法ルールまもれの立憲主義、そして主権者国民の声を聞けと言う民主主義、それぞれの立場の運動が合流し、参議院段階のたたかいに希望をつなぐ状況を作り出すことになった。

全労連は、この7月に開催した第52回評議員会で、一点共闘での奮闘と同時に、延長国会の終盤、9月初旬に、ストライキを含む行動でたたかいに参加することを呼びかけた。たたかいへの全員参加を呼びかけたことが、職場での論議を活性化させ、行動への組合員参加を促すことになった。

(4) 運動と政治状況が変化をし始めたもとで、総がかり行動実行員会は「8.30・10万人国会包囲、全国100万人行動」を呼びかけた。

雨天の取り組みとなった8月30日には、国会と霞が関周辺に12万人が参加し、前日なども含め「2000か所以上で数千回をこえる抗議」「累計して130万人以上の人が路上に出て声をあげた」(9月15日参議院特別委員会、中央公聴会での奥田愛基公述人の発言)状況となった。

かつてない歴史的な取り組みを成功させるため、全労連をはじめとする共同センター参加の各団体が、参加者の組織、行動の下支えなどで果たした役割は大きい。同時に、取り組みを成功させたことへの確信が、戦争法成立後のたたかいへの素早い立ち上がりにつながっていると考える。

また、政府に強い危機感を抱かせたことは、参加者数をめぐるいくつかの発言やマスコミ報道からもうかがい知ることができる。

(5) 9月に入り安倍首相は、戦争法案の強行

https://rodosoken.com/



成立を公言するようになった。このことから、総がかり行動実行委員会は9月8日以降、ほぼ連日の行動をよびかけた。とりわけ、9月14日以降、国会正門前での行動には3万～4万人の市民が押し寄せ、国会内で奮闘する野党を激励し、終日、法案成立反対、安倍内閣退陣の声で国会を包囲し続けた。同様の状況は、全国各地にも広がった。

このような国会周辺での取り組みに呼応するかたちで、全労連が9月2日、9日に呼びかけた全国一斉総行動が取り組まれた。

ＪＭＩＵ、全印総連、医労連、生協労連などでの戦争法廃案も掲げたストライキを実施した。また、医労連は、ストライキの成功とも結んで232組合503の職場で戦争法反対決議をあげ、812組織が新聞意見広告のための組合員カンパ活動に取り組んだ。

さらに、全教が取り組んだ「全国教職員投票」は、3754職場・5万1000人以上が意思表明を行っている。

県労連、地域労連の奮闘もめざましく、長らく休眠状態にあった地域労連が、戦争法案反対のたたかいの中心を担うことで再活性化した、と北海道労連は報告している。

たたかいの中で運動が発展し、組合員の確信が深まり、さらに運動と組織が前進する、教訓は職場と地域でいくつも生まれている。

(6) 9月17日の参議院特別委員会で、議事録も取れない異常な状況下で戦争法案の「採決」が強行された。前日開かれた地方公聴会の報告も行われないという異常な状況の下の採決であり、その有効性が疑われるものであった。最終版、野党は結束して内閣不信任案を提出するなど、出来うる限りの抵抗をおこなったが、19日の未明、国会内の数の力で強行採決された。

この野党の結集を作り出すうえで、運動の高まりは決定的な意味を持っていた。

当初、戦争法案の廃案をめざす野党共闘は成立せず、法案修正をめざす動きもあり、野党第一党の中からはこれに同調する動きもあった。それが、国会前の行動や、市民運動が実施する街頭宣伝への参加が繰り返される中で、戦争法案の廃案、安倍内閣打倒の政治的合意が作り上げられたことを目の当たりにした。

そのような政治の変化が運動を励まし、最終版のたたかいが盛り上がったことは「野党がんばれ」のコールが国会を包囲し続けたことにも示されている。

(7) この最終盤の取り組みの高揚が、戦争法成立後の法廃止運動に引き継がれ、日本共産党の「戦争法廃止のための国民連合政府」構想に期待が寄せられ、民主党がよびかけた「野党5党と戦争法案に反対した主要な6団体との意見交換会」が連続して開催されていることに反映している。

共闘も継続、発展しており、それぞれの団体が独自の取り組みを進めると同時に、総がかり行動実行委員会など29団体が、「戦争法廃止と立憲主義まもれ」の項目を一致させた2000万統一署名が11月から開始されたことも画期的である。

次の節目と目標は、2016年夏の参議院選挙で自公の議席を過半数割れに追い込むことにあり、その共闘を固くしていく上で、戦争法廃止の要求とその声を形にする2000万統一署名が重要な位置を占めていることは強調したい。

## 3 たたかい高揚の背景

(1) 9月20日、戦争法の成立への学者の会の抗議声明では、2015年夏のたたかいは総がかり行動実行委員会が「政党党派はもとより、思想や信条もこえた共同を実現するためにあらゆる努力をしてきたことによって形成された」とし、学者の会とシールズ、そして日弁連との共同行動も「こうした新しい運動の繋がりの中で実現した」と述べている。

シールズのメンバーの一人は、「旧い左翼は今

https://rodosoken.com/



でも好きになれない。しかし、戦争法反対での総がかりの努力には感謝している」と、法案成立直後に述べた。

護憲勢力と明確に位置づけられる総がかり行動実行委員会への評価は、これらの記述、発言に尽きると思う。

護憲という明確な旗を高く掲げつつ、市民的な共闘を拡大するために徹底して柔軟に対応することや組織力をいかした運動のサポートは、全労連のような組織の取り組みでの基本だと考える。「図体が大きいものが譲るのは当然」、1000人委員会の代表は繰り返しその言葉を口にした。

(2) 戦争法反対のたたかい以前にも、3.11福島原発事故以降の原発ゼロをめざす運動や、TPP交渉参加反対、撤退の取り組み、特定秘密保護法反対のたたかい、あるいは沖縄・名護市辺野古沖への基地建設反対のたたかい、政治的には沖縄県知事選や大阪都構想での住民投票運動など、様々な課題での一点共闘が前進していた。

「3.11」以降に活発化したこれらの「一点共闘」の経験や教訓が、夏のたたかいにもいかされた。

総がかり行動実行委員会も、2012年7月16日の「さよなら原発10万人集会」など原発ゼロをめざす共闘の積み上げが元にあった。国会前に多くの人々の結集を呼びかけ、これに呼応して全国各地で自発的な取り組みが行われる状況は、「キンカン行動（原発なくせの毎週金曜日の官邸前行動）」の手法を引き継いでいる。

「3.11」東日本大震災と福島原発事故は、国民の意識に大きな変化を与えた。安全神話を振りまいてきた「原発利益共同体」が、福島原発事故への責任も果たさないままに、再稼働に固執する状況には、根強い怒りが共有されている。そのことへの怒りと、安倍政権への危機感が結びつき、政府は国民の声を聞け＝民主主義をまもれ、の声を高めた。

(3) 2014年年秋にNHKが行った「戦後70年に関する意識調査」で、戦後のイメージを37％が「平和」と答えている。

憲法9条を中心におく平和主義が、深く国民に根付いていること示している。このような平和主義の固い「岩盤」ともいえる状況は、憲法が国民に強く支持をされ、全国で7000をこえるといわれる「9条の会」の粘り強い取り組みなどが育ててきたものだと思う。

草の根からの粘り強いたたかいが、国会前と全国各地での戦争法反対の声を大きくした大本にあったことは再確認が必要だ。

## 4 戦争法廃止のたたかいを成功させるために（おわりに）

(1) 2015年11月10日に、「今こそ憲法改正を！1万人集会」が日本武道館で開催された。この集会を開催した「美しい憲法をつくる国民会議」は、昨年から「1000万署名」に取り組んでいる。改憲運動を進めている「日本会議」が主導する自治体での「改憲意見書採択」は27都道府県に及んでいる（2015年5月時点）。一方で、7月時点で戦争法反対や慎重審議を求めた自治体は325議会にのぼる（7月9日朝日新聞デジタル）。

改憲や戦争法の具体化を求める側も、署名を軸に国民世論を「動員」し、地方からの取り組みを強めている。

総がかり行動実行委員会などが、戦争法廃止の国会請願署名を2000万名目標で開始しているが、その取り組みの成功が持つ意義は、改憲勢力とのせめぎあいが強まっている地方、地域の状況からも明らかだ。

改憲勢力が戦争法の成立で勢いづいていることも考えれば、参議院選挙での野党共闘を促す意味も持って開始された2000万署名を武器に、戦争法廃止の世論を早急に形にしていくことが求められる。廃止のたたかい成功の第一歩が、2000万署名だ。

https://rodosoken.com/



(2) その取り組みを進めていく上で全労連の役割は大きい。特に重視が必要なことは、署名行動への組合員参加を組織することだ。

この間のたたかいでも様々工夫はされているが、次の点での課題の克服は必要だ。

第一に、戦争法の違憲性、危険性を伝え、論議する場を組合員に提供することだ。学習会の組織や宣伝資料の配布、読み合わせはもとより、地域で開催される講演会や集会などへの参加を繰り返し組織することが具体的な取り組みになる。たたかいの中で運動が前進することをふまえ、職場周辺や街頭での署名行動の具体化も必要だ。

第二は、戦争法廃止の運動と、労働者要求との関係を理解することだ。経団連などは、戦争法を歓迎し原発再稼働を働きかけている。それは、武器輸出や原発を新たな儲けの場と受け止め、既得権益の維持に資すると考えているからだ。その財界は、コスト削減を求める立場から、労働法制改悪を求め、社会保障費の抑制と消費税増税を迫っている。

安倍政権の二つの暴走、戦争する国づくりと大企業が世界で一番活動しやすい国づくりに向けた暴走を支持し加速を促しているのは同じ「集団」であり、その権益を最優先しているのが安倍政治だ。安倍政治が、国民不在の政治だと感じ、民主主義と対極にあると感じるのはそのためだ。安倍暴走政治をとめるための国民的運動の今の中心課題は、2015年夏のたたかいを引き継ぐ戦争法廃止の運動であることは、言うまでもない。

(3) 第三に、戦争法廃止という政治課題を取り組むことが、労働組合の当然の役割であることの理解を深めることだ。

全労連の「行動綱領（希望に輝く未来のために）」でも触れているように、戦前、戦後を通じ、労働組合は平和と民主主義擁護のたたかいの先頭に立ってきた。「教え子を再び戦場に送らない」（教職員組合）、「二度と赤紙は配らない」（自治体労働組合）、「二度と白衣を戦場の血で汚さない」（医療労働組合）などのスローガンは、戦後の労働運動再出発の原点だ。

このことに加え、労働組合も政治課題を含む社会運動を行う結社の一つであることの確認も必要だ。労働条件の改善という課題に限定すれば、憲法第28条だけで事足りる。しかし、その労働基本権の前提に、市民として、国民としての基本的人権があることは忘れてはならない。労働者である前に、市民であり、主権者である。そのことは労働組合の役割を論議する際にも、前提とされなければならない。

労働組合法第2条で労働組合とされないのは、「主として政治運動を目的とするもの」であって、市民的な運動への労働組合の関与を禁止している訳ではない。

労働組合の活動範囲は職場の労働条件改善にとどまるべきだ、ということが誤りであり、労働運動のたたかいの歴史を継承することを宣言した全労連傘下の労働組合は、その点の克服にはもっと力を注ぐべきだ。

戦争する国への暴走が強まっているだけに、その思いをさらに強くする。

（おだがわ　よしかず・全労連議長）